

姫路市上下水道事業管理者 種 谷 康

令和 7 年度制限付一般競争入札（事前審査型）共通事項について（工事）

姫路市上下水道局が実施する建設工事に係る制限付一般競争入札（事前審査型）について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき必要な事項を下記のとおり公告する。

なお、本公告は、入札に参加する者に必要な資格その他入札について必要な事項のうち共通する事項を示すものであり、個々の入札に付する日程等については開札日ごとに、条件等については案件ごとに別に公告する。

記

1 入札参加資格

(1) 入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 姫路市上下水道局入札参加資格制限基準（令和 4 年 4 月 1 日制定。以下「入札制限基準」という。）に該当しない者

イ 姫路市上下水道局が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（令和 4 年 4 月 1 日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第 2 条の規定によりその例によることとされた姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成 25 年 4 月 1 日制定）第 3 条に定める排除対象業者（以下「排除対象業者」という。）に該当しない者

ウ 姫路市上下水道局競争入札の参加資格等について（令和 4 年 4 月 1 日姫路市上下水道局告示第 3 号。以下「告示第 3 号」という。）第 4 項第 5 項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者

（ア）法人にあっては、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者、個人にあっては、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者

（イ）電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づき主務大臣の認定を受けた認定認証事業者が発行したもので、業者登録名簿に登録された代表者（委任先を設けている場合は受任者）の名義で取得したものをいう。以下同じ。）を格納した IC カードで、入札書の提出期間において有効なものを取得し、その情報を兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）に登録している者又は当該登録がされていない場合において、入札参加申込みの満了時まで電子入札システムに登録することができる者

エ 案件ごとの入札の公告（以下「入札公告」という。）をした日から落札決定の日までの間に

において、次の全てに該当する者

(ア) 姫路市上下水道局指名停止等措置要綱（令和４年４月１日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者

(イ) 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しない者

オ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者

カ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者

キ 入札に参加しようとする者との関係が次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない者（(ア)から(ウ)までに該当する者の全てが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 親会社（会社法第２条第４号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

a 組合とその組合員

b 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合

ク 入札公告の申込受付期間の満了時又は入札受付開始日の前日（姫路市の休日を定める条例（平成２年姫路市条例第１５号）第２条第１項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）までに、入札公告に定める契約予定日において有効な建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）第２１条の４に定める様式第２５号の１５（以下「経営事項審査結果通知書」という。「その他の審査項目（社会性等）」の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄がいずれも「有」又は「除外」とな

っていること。)の写しを姫路市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提出している者又は提出できる者

ケ 入札公告に係る工事に関する設計業務等の受託者又は当該受託者と資金面若しくは人事面において関連が認められない者

(2) 入札公告における入札参加資格等に係る用語の意義は、次のとおりとする。

ア 入札参加形態

(ア) 単体 単独(1者)企業をいう。

(イ) 共同企業体 工事を共同して請け負うために結成された2以上の建設業者の集合体(以下「共同企業体」という。)をいう。

イ 登録業種 業者登録名簿の登録があり、競争入札に参加する資格を有している業種(特殊工法)をいう。

ウ 建設業許可区分 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の国土交通大臣若しくは都道府県知事の許可を受けている者又は同法第3条第6項の特定建設業の許可を受けている者のいずれかの区分をいう。

エ 配置予定技術者

(ア) 監理技術者 建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者で、監理技術者講習修了証の交付を受けているものをいう。

(イ) 監理技術者補佐 建設業法第26条第3項第2号の規定に該当する者をいう。

(ウ) 主任技術者 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。

オ 市内外区分

(ア) 市内業者 法人にあつては本店等(法人にあつては主たる営業機能を有する本店、個人にあつては主たる事業所をいう。以下同じ。)が姫路市内にあり、市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者、個人にあつては住所及び本店等が姫路市内にあり、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者

(イ) 準市内業者 法人にあつては姫路市内に営業機能を有する支店、営業所等があり、かつ、姫路市に法人市民税を納付し、市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者、個人にあつては姫路市内に事業所があり、姫路市から市県民税(普通徴収)又は固定資産税のいずれかが課されている者であつて、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者

(ウ) 市外業者 市内業者及び準市内業者以外の全ての者

カ 小学校校区 姫路市立学校校区規則(昭和28年姫路市教育委員会規則第2号)第2条に規定する小学校の校区及び同規則第4条に規定する義務教育学校の校区をいう。

キ ブロック

(ア) Aブロック 置塩、古知、前之庄、苅野、上菅、菅生、林田、伊勢、安富南及び安富北の各小学校校区をいう。

(イ) Bブロック 高岡、安室、安室東、高岡西、曾左、白鳥、太市、峰相及び青山の各小学校校区をいう。

(ウ) Cブロック 大津、大津茂、南大津、網干、旭陽、勝原、余部及び網干西の各小学校校

区をいう。

(エ) Dブロック 荒川、津田、英賀保、広畑、広畑第二及び八幡の各小学校校区をいう。

(オ) Eブロック 城陽、手柄、飾磨、高浜、家島及び坊勢の各小学校校区をいう。

(カ) Fブロック 四郷、妻鹿、白浜、八木、糸引、的形及び大塩の各小学校校区をいう。

(キ) Gブロック 野里、城東、東、花田、船場、城西、城北、城乾、御国野、別所、谷外、谷内及び白鷺の各小学校校区をいう。

(ク) Hブロック 広峰、水上、砥堀、増位、豊富、山田、船津、香呂、香呂南及び中寺の各小学校校区をいう。

ク 総合評定値 令和7年度の競争入札の参加者の格付基準とした経営事項審査結果通知書における総合評定値をいう。

ケ ランク 競争入札の参加者の格付基準等について（令和7年姫路市上下水道局告示第20号）第1項の規定によりその例によることとされた競争入札の参加者の格付基準等について（令和7年姫路市告示第165号）第1項に規定するランクをいう。

コ 平均実績要件 令和7年度の競争入札の参加者の格付基準とした経営事項審査結果通知書において、当該工事業種の完成工事高の2年平均又は3年平均の実績額が、入札公告に定める金額以上あることをいう。

サ 工事成績条件を満たした者 姫路市上下水道局工事成績条件付一般競争入札試行要綱（令和4年4月1日制定）第2条の規定によりその例によることとされた姫路市工事成績条件付一般競争入札試行要綱（平成30年6月27日制定）第5条に定める入札参加資格を有する者をいう。

シ 公共機関等 一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設実績情報のコリンズ・テクリス登録システム利用規約（令和5年8月21日制定）第3条第10号に掲げる機関をいう。

ス 積算疑義申立制度 姫路市上下水道局工事請負契約の入札に係る積算疑義申立手続に関する取扱試行要綱（令和6年4月1日制定。以下「積算疑義申立手続取扱試行要綱」という。）に基づく手続をいう。

(3) 前号イに規定する登録業種及び前号オに規定する市内外区分については、案件ごとの入札公告日の前日（4月1日付けで公告するものにあつては、公告日）において告示第3号の業者登録名簿に登載されている業種及び区分とする。

(4) 第2号カに規定する小学校校区については、案件ごとの入札公告日の前日（4月1日付けで公告するものにあつては、公告日）において告示第3号の業者登録名簿に登録されている本店等のある校区とする。

(5) 入札公告の入札参加資格において専任の監理技術者を配置する必要がある場合で、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う際には、監理技術者の職務を補佐する者として、一級施工管理技士補、一級施工管理技士等の国家資格者又は監理技術者の資格を有する者を専任で配置すること。

(6) 入札参加形態が共同企業体である場合は、第1号（共同企業体の代表構成員以外の構成員については、同号ウ（イ）を除く。）で定める要件を満たす者を構成員とし、かつ、次に掲げる要件を全て満たす共同企業体であること。この場合において、共同企業体の各構成員の数及び出資比

率の最低割合は、工事ごとに管理者が定めるものとする。

ア 各構成員が、同一案件における他の共同企業体の構成員でないこと。

イ 自主的に結成された共同企業体であること。

ウ 代表構成員は、出資の比率が構成員中最大であること。

エ 各構成員が、互いに資金面又は人事面において関連がないこと。

2 入札参加申込み

(1) 入札参加申込み、入札書の提出等の手続は、電子入札システムにより行う。入札参加申込書等は、姫路市役所ホームページ (<https://www.city.himeji.lg.jp>) にて提供する。

(2) 入札参加申込み

制限付一般競争入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、入札公告に定める期間内に、次に掲げる書類を電子入札システムにより、送信しなければならない。

ア 競争参加資格確認申請書（電子入札システム内）

イ 制限付一般競争入札参加申込書（姫路市ホームページ参照。ファイル名を参加希望者の商号又は名称に変更の上、競争参加資格確認申請書に添付して送信すること。）

3 入札参加資格の審査

(1) 参加希望者は前項の入札参加申込みを行うとともに、入札公告に定める入札参加資格の審査（以下「入札参加資格審査」という。）を受けなければならない。

(2) 前号の入札参加資格審査に必要な提出書類及び提出期間等については、入札公告に定める。

(3) 管理者は提出された書類により入札参加資格審査を行い、その結果は電子入札システムの競争参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により通知する。

(4) 入札参加資格がないと認めた者には、確認通知書にその理由を記載する。

(5) 参加希望者は入札参加資格がないと認めた理由について管理者に対し説明を求めることができる。その場合には、入札公告に定める日時までに、入札参加資格がないと認めたことに対する理由請求を書面にて、姫路市上下水道局経営管理部経営管理課（姫路市財政局財務部契約課内。以下「契約課」という。）に提出すること。期日までに当該請求があった場合は、管理者はこれに対し速やかに回答する。

4 書類の作成及び提出について

(1) 提出する書類の様式等については、入札公告に定めるとおりとする。

(2) 提出する書類の作成に係る費用は、参加希望者の負担とする。

(3) 電子ファイルにより書類を提出する場合において、電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及び作成した電子ファイルを保存する形式は、次のとおりとする。ただし、電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及び作成した電子ファイルを保存する形式を別に指定する場合はこの限りではない。なお、電子ファイルを保存するときに損なわれる機能は、使用しないものとする。

アプリケーションソフト	ファイルを保存する形式
Microsoft Word	Word2016形式以下
Microsoft Excel	Excel2016形式以下

- (4) 提出する電子ファイルを圧縮する場合は、Z I P形式によるものとし、自己解凍方式は、認めない。
- (5) 提出しようとする電子ファイルがウイルスに感染していることが判明したときは、電子入札システムによる当該提出資料に係る電子ファイルの提出を認めない。
- (6) 提出された書類は、返却しない。
- (7) 書類の提出場所は、契約課とする。

5 設計図書について

(1) 設計図書の閲覧期間及び場所

閲覧期間	入札公告に定める期間の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。
閲覧の場所	契約課

- (2) 設計図書を閲覧しようとする者は、閲覧申請書を入札公告に定める期間内に契約課に提出すること。
- (3) 設計図書については、参加希望者は姫路市ホームページからダウンロードし、取得すること。
- (4) 設計図書に関して質問しようとする参加希望者は、入札公告に定める期間内に指定の質疑書（姫路市ホームページ参照）に質問事項を入力し、ファイル名を参加希望者の商号又は名称に変更の上、別に定める契約課のメールアドレスに添付ファイルとして送信すること。回答は、契約課及び姫路市ホームページ上において閲覧に供する。ただし、質問の内容に参加希望者を特定することができる記載があるとき又は質疑書が入札公告に定める期限より後に本市のメールサーバーに到達したものについては、回答しない。
- (5) 質問回答開始日時は、入札公告に規定する開始日の午前9時30分からとする。

6 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	入札公告に定める期間の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、本市の休日を除く。
契約条項を示す場所	契約課

7 入札の方法等

- (1) 入札の方法は、電子入札システムによる電子入札とする。
- (2) 入札書は、電子入札システム内にある。
- (3) 入札書の提出期間並びに開札の日時及び場所は、入札公告に定める（再度入札の場合を除く。）。
- (4) 入札参加者には指定の様式による積算内訳書の提出を求めるので、必ず入札書に添付して送信すること（再度入札の場合を除く。）。
- (5) 前号の積算内訳書について、入札参加者の商号又は名称及び代表者職氏名（個人にあっては、屋号及び代表者名）等必要な事項を記載し、ファイル名を入札参加者の商号又は名称に変更の上、電子入札システム内の入札書の内訳書として送信すること（再度入札の場合を除く。）。
- (6) 入札参加者は、開札に立ち会うことができる。
- (7) 契約の締結に当たり、契約内容を記録した電磁的記録（地方自治法第234条第5項の措置を講じたものに限る。）による契約（以下「電子契約」という。）の締結を希望する場合は、指定の様式による電子契約利用申込書を入札書に添付し送付すること。

8 入札に関する条件等

- (1) 入札書に必要な事項を入力するとともに、必要なファイルを添付し、電子入札システムにより送信すること。
- (2) 郵便による入札及び電話による入札は、認めない。
- (3) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力すること。
- (4) 電子入札システムに入札書の情報が記録された後は、入札書及び積算内訳書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (5) 入札金額の根拠となる積算内訳書（指定の様式で入札金額に対応し、所定の項目について確認できるものに限る。）に係るファイルを入札書の「内訳書」欄に添付して電子入札システムにより送信し、その情報が電子入札システムに所定の入札期間内に記録されていること。この場合において、管理者が当該積算内訳書に関し訂正等を求めた場合は、管理者が定める期間までに提出されていること。
- (6) 入札書に記載する金額は、円単位とすること。
- (7) 入札金額その他入力が必要な事項並びに入札参加者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が電子入札システムに所定の入札期間内に記録されていること。
- (8) 電子入札システムに記録されるべき事項が分明であること。
- (9) 電子入札に使用するICカードが、第1項第1号ウ（イ）に掲げる要件を満たすものであり、かつ、入札参加申込みに使用した名義人のものであること。ただし、管理者がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

9 入札の辞退に関する事項

- (1) 入札参加者は、入札締切日時前で、かつ、入札書を電子入札システムにより送信するまでの間

に限り、辞退届を電子入札システムにより送信して入札を辞退することができる。ただし、電子入札システムにより辞退届を送信した後は、辞退届の撤回をすることはできない。

- (2) 入札締切日時までに電子入札システムによる入札書の送信がなく、かつ、電子入札システムによる前号の辞退届の送信もない入札参加者は、入札締切日時を経過した時をもって当該入札を辞退したものとみなす。この場合においては、開札後、書面による辞退届を直ちに契約課へ提出すること。

10 入札の無効に関する事項

- (1) 次に掲げる入札は、無効とする。

ア 入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載した競争参加資格確認申請書等により入札参加を認められた者がした入札、その他入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札

ウ 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

エ 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札

オ 最低制限価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）（姫路市上下水道局低入札価格調査制度試行要綱（令和4年4月1日制定）第2条の規定によりその例によることとされた姫路市低入札価格調査制度試行要綱（平成13年1月4日制定。以下「低入札要綱」という。）に規定する調査最低制限価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）（以下「調査最低制限価格」という。）を設定している場合には、調査最低制限価格）を下回る金額の入札

カ 再度入札における入札金額が、直前の入札の最低金額（同号オにより無効となった場合の入札を除く。以下同じ。）と同額又はこれを超えた入札

キ 第8項第7号から第9号までに掲げる条件を満たさない入札

ク ICカードを不正に使用した入札

- (2) 第1項第1号キに定めるいずれかに該当する複数の者のした入札は、全て無効とする。ただし、該当する者のうち1者を除く他の全ての者が入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効としない。

11 入札保証金、契約保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金については、免除する。

- (2) 契約保証金については、姫路市上下水道局契約規程（令和4年姫路市上下水道局管理規程第7号）第2条の規定によりその例によることとされた姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号。以下「規則」という。）第29条の規定を適用する。

- (3) 前号の規定にかかわらず、落札決定に際し低入札要綱第5条に規定する低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）が実施された場合の契約保証金については、契約金額の10分の3以上とする。

1 2 落札候補者

- (1) 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、落札の決定を保留して入札を終了する（ア及びイを除く。）。
 - ア 最低制限価格を設定している場合においては、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、落札の決定を保留して入札を終了する。
 - イ 調査基準価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）を設定している場合においては、調査基準価格を下回る入札者がいないときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、落札の決定を保留して入札を終了する。
- (2) 落札の決定を保留したときは、入札参加者に対して、次に掲げる事項を通知するものとする。
 - ア 落札候補者の商号又は名称
 - イ 落札の決定を保留した旨
 - ウ 積算疑義申立手続取扱試行要綱第 3 条に該当する場合にあっては、最低制限基本価格
- (3) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上ある場合は、電子入札システム上のくじ（以下「電子くじ」という。）によって落札候補者を決定する。電子くじによって落札候補者を決定する際に入力するくじ番号は、入札書において入札参加者が指定するものとする。この場合において、落札候補者となるべき同価格の入札をした者は、電子くじを辞退することはできない。
- (4) 落札候補者への連絡は口頭、電話、FAX、電子メール等により通知するものとする。

1 3 落札等審査及び落札者の決定

- (1) 落札候補者は、入札公告に定める落札審査に必要な書類を入札公告に定める日時までに契約課に提出し、入札参加資格に関する審査（以下「落札等審査」という。）を受けなければならない。
- (2) 落札候補者が、入札公告に定める落札審査に必要な書類を入札公告に定める日時までに提出しないとき（監理技術者等設置不能届を提出した場合を除く。）、又は入札執行者の指示に応じないときは、正当な理由なく落札者となることを辞退したとみなす。また、第 1 項及び入札公告に定める入札参加資格（以下「参加資格」という。）を有していないものとし、その者のした入札を無効とする。
- (3) 落札候補者は、参加資格に定める配置予定技術者の要件を満たす者を当該工事に配置することができなくなったときは、直ちに契約課へ監理技術者等設置不能届を提出すること。その場合において、参加資格を有していないものとし、その者のした入札を無効とする。
- (4) 落札候補者について落札等審査を行い、参加資格を有していると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある等契約の相手方として著しく不適当であるときは、その者を落札者としなないことがある。また、落札等審査の結果、落札候補者が参加資格を有していないと認められた場合は、その者のした入札は、無効とする。

- (5) 前2号及び3号の規定により落札候補者を落札者としなかった場合は、次順位者から順次落札等審査を行い、落札者が決定するまで落札等審査を行うものとする。
- (6) 前4号の規定により落札者としなかった落札候補者には、理由を付してその結果を通知するものとする。当該通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。その場合には、入札公告に定める期限日の正午までに書面にその旨を記載し、契約課に提出すること。期日までに当該書面の提出があった場合は、管理者は、これに対し速やかに回答する。
- (7) 落札等審査の経過に対する問合せには、応じない。
- (8) 落札等審査において提出を求める市税の納税証明書は、案件ごとの公告日以後に発行されたものの原本又は写しとする。ただし、市税の納税義務がない場合は、提出を要しない。
- (9) 落札等審査において提出を求める国税の納税証明書は、案件ごとの公告日以後に発行されたものの原本又は写しとする。

1.4 再度入札に関する事項

- (1) 再度入札の回数は2回を限度とし、初回の入札又は再度入札（1回目）において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (2) 再度入札の入札書提出期間及び開札日時は、再入札通知書に記載する。なお、入札締切日時及び開札日時は、原則として次の表のとおりとする。

	入札締切日時	開札日時
再度入札（1回目）	初回開札日の午後2時（予定）	初回開札日の午後2時5分（予定）
再度入札（2回目）	初回開札日の午後4時（予定）	初回開札日の午後4時5分（予定）

- (3) 初回の入札又は再度入札（1回目）において落札候補者がある場合であって、前項第2号から第4号までの規定により当該落札候補者を落札者としなかったときは、日を改めて再度入札を行うことがある。この場合において、当該落札候補者は、再度入札には参加できない。
- (4) 直前の入札の最低金額（前号の規定による再度入札の場合は、落札者とならなかった落札候補者による入札を除く直前の入札の最低金額）は、再入札通知書に記載する。
- (5) 再度入札の際には、積算内訳書の提出は不要とする。
- (6) 再度入札には、直前の入札に参加しなかった者、直前の入札で無効とされた者及び最低制限価格を設定している場合において直前の入札金額が最低制限価格（調査最低制限価格を設定している場合には、調査最低制限価格）を下回った者は、参加できない。

1.5 低入札価格調査

- (1) 調査基準価格及び調査最低制限価格の設定があり、調査基準価格を下回る入札が行われた場合、入札を行った者のうち、調査最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、落札の決定を保留して入札を終了し、落札等審査及び低入札価格調査（以下「審査等」という。）を行う。
- (2) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、電子くじによって落札候

補者を決定する。電子くじによって落札候補者を決定する際に入力するくじ番号は、入札書において入札参加者が指定するものとする。この場合において、落札候補者となるべき同価格の入札をした者は、電子くじを辞退することはできない。

- (3) 審査等の結果に基づき、後日落札者を決定する。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある等契約の相手方として著しく不相当であるときは、その者を落札者としなないことがある。また、落札等審査又は低入札価格調査の結果、落札候補者を落札者と認めなかった場合、入札執行者は次順位者から順次審査等を行い、落札者が決定するまで審査等を行うものとする。
- (4) 落札候補者は、別途指示する日時までに入札額の算定の根拠となった詳細な積算書及び低入札価格調査に係る資料を契約課へ持参するとともに、事後の調査に協力すること。
- (5) 低入札価格調査の経過に対する問合せには、応じない。

1 6 共同企業体について

- (1) 入札参加形態が共同企業体である場合において、入札公告に係る工事を受注した共同企業体の代表者は、工事着手までに共同企業体運営委員会を設置し、同委員会で決定した次の事項を記載した文書を2部管理者へ提出しなければならない。
 - ア 共同企業体編成表
 - イ 構成員各々の出資状況
 - ウ 下請業者の選定
 - エ 諸規程
 - オ その他管理者が別途通知する事項
- (2) 契約保証金の納付については、共同企業体の代表者名義をもって納付しなければならない。
- (3) 共同企業体の存続期間は、次のとおりとする。
 - ア 工事請負契約を締結した共同企業体は、工事の完成後3箇月を経過した日までとする。
 - イ 工事請負契約を締結した者以外の共同企業体は、工事に係る契約が締結された日までとする。
- (4) 共同企業体が施工した工事の規則第38条第1項に規定する契約不適合（以下「契約不適合」という。）に係る責任は、次に定めるところによる。
 - ア 規則第38条第2項に規定する契約不適合責任期間は、契約で定めるものとする。
 - イ 当該工事に契約不適合があったときは、各構成員は連帯して責任を負うものとする。
 - ウ 共同企業体が解散した後において当該工事に契約不適合があったときは、各構成員は連帯して責任を負うものとする。

1 7 配置予定技術者について

- (1) 落札候補者は、落札等審査時に、入札公告に定める配置予定技術者の設置届を契約課に提出しなければならない。配置予定技術者は常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き3か月以上の雇用関係を有する者とし、契約締結後、落札者となった者は、設置届に記載した技術者の中から配置すること。

なお、設置届に記載した配置予定技術者及び配置した技術者は病休、退職、死亡等の特別な場合を除き、第13項第3号及び第15項第3号に規定する落札者の決定以後は変更することを認めない。

- (2) 配置予定技術者は落札等審査書類の提出締切日において配置することができる者でなければならない。
- (3) 1件の工事について配置予定できる技術者は2名までとする。
- (4) 入札参加申込後、入札までの間に配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札を辞退すること。

18 その他

- (1) 落札候補者が、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (2) 落札決定から契約締結までの間に、落札者が入札制限基準若しくは排除対象業者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (3) 入札参加者は、開札日時から開札に関する一連の手続が完了するまでの間、手続の進行状況を確認すること。
- (4) 電子入札システムの運用時間は、午前9時から午後8時までとする。ただし、本市の休日は終日利用できない。また、電子入札システムの整備等の作業のため一時的に停止することがある。
- (5) 工事請負契約を締結した者が、契約の履行に当たり下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。以下この号において同じ。）を使用する場合は、下請負人の決定後直ちに、管理者にその商号又は名称その他必要な事項を通知し、当該下請負人から徴取した暴力団排除要綱様式第2号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (6) 現場説明会は、行わない。
- (7) 電子入札の手続に関する情報の提供を行う必要があるときは、電子入札システムの情報公開機能及びホームページ等で提供するものとする。

なお、入札参加者が情報を閲覧しなかったことにより被った不利益についての異議は一切認めないものとする。

- (8) 落札者は、契約の締結までに、暴力団排除要綱様式第1号に定める暴力団排除に関する誓約書を管理者に提出しなければならない。
- (9) 契約の締結について、電子契約により契約を締結することができる。ただし、入札公告に電子契約による契約の締結ができない旨の記載があるときは、この限りでない。
- (10) 積算疑義申立がなされたときは、積算疑義申立手続取扱試行要綱第8条第1項第1号又は同条第2項に基づき入札を中止する場合がある。この場合において、入札の中止により被った不利益についての異議は、一切認めないものとする。

19 制限付一般競争入札（事前審査型）共通事項について（工事）（令和6年姫路市上下水道局公告第23号）は廃止する。

附 則

この公告は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。